

議案第 56 号

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 10 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市介護保険条例(平成12年羽曳野市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第19条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

羽曳野市介護保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>第 19 条 本市は、被保険者、<u>被保険者の配偶者</u>若しくは<u>被保険者の</u>属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、10 万円以下の過料に処する。</p> <p>以下省略</p>	<p>第 19 条 本市は、被保険者、<u>第 1 号被保険者の</u>配偶者若しくは<u>第 1 号被保険者の</u>属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、10 万円以下の過料に処する。</p> <p>以下省略</p>